

平成 16 年 7 月 9 日

新日鉱ホールディングス株式会社

## 自己株式の売出しに関するお知らせ ～ 更なる企業価値の拡大に向けて～

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関する決議をいたしましたので、その概要につき次のとおりお知らせいたします。

### 【資金調達の目的】

当社は、平成 16 年 4 月 7 日に「平成 16-18 年度中期経営計画」を発表いたしましたが、今回の自己株式の売出しによる資金調達は、収益基盤の底上げを図るための設備投資・投融資に充当することを目的としております。同時に、自己資本が大幅に積み増されることとなるため、新たな収益機会・事業機会への迅速な対応を可能とする強固な財務基盤の構築にも資するものと考えております。

### 【自己株式保有の経緯と売出しの狙い】

今回、売出しを予定している自己株式を取得した経緯は当社の設立に由来しております。

平成 14 年 9 月に株式会社ジャパンエナジー（平成 15 年 4 月にジャパンエナジー電子材料株式会社に商号変更し、その後当社との合併により消滅。以下「旧ジャパンエナジー」と日鉱金属株式会社（以下「日鉱金属」）は、株式移転の方式により、共同持株会社である新日鉱ホールディングス株式会社（以下「新日鉱ホールディングス」）を設立いたしました。これに伴い、旧ジャパンエナジーが保有していた日鉱金属株式（発行済株式の 58.7%相当）にも新日鉱ホールディングス株式が割当てられました。

その結果、新日鉱ホールディングスの完全子会社である旧ジャパンエナジーが親会社株式の発行済株式総数の 19.8%相当を保有することとなりましたが、平成 15 年 10 月に実施した新日鉱ホールディングスと旧ジャパンエナジーの合併等のグループ再編を経て、この株式が当社の自己株式となりました。

当社では、従来よりこの自己株式の活用方法を検討してまいりましたが、先の平成 15 年度決算において、収益力強化と財務体質改善を目的として推進してきた構造改革に一定の成果を上げることができたことから、更なる企業価値向上のための設備投資・投融資の資金に充当すべく自己株式の売出しを行うことを決定いたしました。

当社は、「平成 16-18 年度中期経営計画」において、“既存事業における収益力の維持・強化”、“成長分野への新規展開”、“環境・維持保全投資”等を目的とした設備投資・投融資計画を策定しております。具体的には、石油事業においては製油所の競争力強化やサービスステーションの強化・拡充、資源・金属事業においては佐賀製錬所の銅製錬工程の一部集約化、電子材料事業においては圧延銅箔やターゲット材の生産能力増強、金属加工事業においては東アジア地域での積極的な事業展開等に、取り組んでまいります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933 年米国証券法に基づいて登録を行っておりません。

この文書の米国内での配布は禁止されています。

平成 16 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 新日鉱ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 康 行  
コ ー ド 番 号 5016  
問 合 せ 先 総務グループ ( IR・広報担当 )  
シニアオフィサー 八牧 暢 行  
電 話 番 号 03 - 5573 - 5123

## 自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 16 年 7 月 9 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 売出しによる自己株式の処分 ( 引受人の買取引受による売出し )

(1) 処分株式の種類及び数 当社普通株式 160,165,500 株 ( 以下「総売出数」という。 )  
( 国内売出し 77,765,500 株、 海外売出し 82,400,000 株 )

ただし、国内売出しと海外売出しの最終的な内訳は、需要状況を勘案した上で、総売出数の範囲内で下記 (3) 処分方法に記載の売価格決定日に決定されます。

(2) 処分価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により下記 (3) 処分方法に記載の売価格決定日に決定されます。

### (3) 処分方法

国内売出し

国内売出しは、日興シティグループ証券株式会社 ( 単独ブックランナー ) 及びみずほ証券株式会社を国内共同主幹事会社とし、これらに大和証券エスエムピーシー株式会社、新光証券株式会社、野村証券株式会社及び UBS 証券会社を含めた国内引受会社の買取引受により行われる予定です。

海外売出し

海外売出しは、欧州及び米国を中心とする海外市場 ( ただし、米国においては 1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家への私募のみとします。 ) における売出しとし、Nikko Citigroup ( 正式名称 Citigroup Global Markets Limited ) 及び UBS Limited を海外共同主幹事引受会社とし、これらに Mizuho International plc を含めた海外引受会社 ( 上記 の国内引受会社と併せて以下「引受人」という。 ) の総額個別買取引受により行われる予定です。

売出価格は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 16 年 7 月 26 日 ( 月 ) から平成 16 年 7 月 28 日 ( 水 ) までのいずれかの日 ( 以下「売出価格決定日」という。 ) における株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 ( 当日に終値のない場合は、その日の先立つ直近日の終値 ) に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格 ( 1 円未満端数切捨て ) を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。

引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と売出しにおける引受人により当社に支払われる金額である処分価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書 ( 及び訂正事項分 ) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。  
また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933 年米国証券法に基づいて登録を行っていません。  
この文書の米国内での配布は禁止されています。

- (4) 申込期間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の3営業日後の日までを予定しておりますが、売出価格決定日に決定されます。
- (5) 払込期日 売出価格決定日の6営業日後の日を予定しておりますが、売出価格決定日に決定されます。
- (6) 受渡期日 売出価格決定日の7営業日後の日を予定しておりますが、売出価格決定日に決定されます。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とします。
- (8) 申込株数単位 500株
- (9) 前記各号については、平成16年7月9日に証券取引法に基づく有価証券通知書及び臨時報告書を提出しております。
- (10) 処分価額、売出価格、その他本自己株式の処分及び売出しに関連する条件の決定並びにその他必要な一切の事項の決定については、当社の代表取締役社長に一任します。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 8,000,000株  
 なお、上記売出株式数は上限株式数を示したものであり、上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- (2) 売出価格 売出価格は上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」に記載の国内売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）における売出価格と同一とし、売出価格決定日に決定されます。
- (3) 売出人及び売出株式数 日興シティグループ証券株式会社 8,000,000株
- (4) 売出方法 日興シティグループ証券株式会社が、上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案した上で、当社株主から8,000,000株を上限として借り受ける予定の当社普通株式を国内において追加的に売出します。
- (5) 申込期間 上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」における申込期間と同一とします。
- (6) 受渡期日 上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」における受渡期日と同一とします。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とします。
- (8) 申込株数単位 500株
- (9) 前記各号については、平成16年7月9日に証券取引法による有価証券通知書を提出しています。
- (10) その他オーバーアロットメントによる売出しに関してその他必要な一切の事項の決定については、当社の代表取締役社長に一任します。

## 3. 第三者割当てによる自己株式の処分（下記【ご参考】2.を参照）

- (1) 処分株式の種類及び数 当社普通株式 8,000,000株
- (2) 処分価額 上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」における処分価額と同一とし、売出価格決定日に決定されます。
- (3) 割当先及び株式数 日興シティグループ証券株式会社 8,000,000株
- (4) 申込期日 平成16年8月31日(火)から平成16年9月3日(金)までのいずれかの日
- (5) 払込期日 平成16年8月31日(火)から平成16年9月3日(金)までのいずれかの日
- (6) 申込株数単位 500株

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933年米国証券法に基づいて登録を行っておりません。

この文書の米国内での配布は禁止されています。

- (7) 日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けて返還に充当された株式を控除した株式数についてのみ、本第三者割当てによる自己株式処分の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当てによる自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、本第三者割当てによる自己株式処分における最終的な処分株式数が減少する又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- (8) 処分価額その他第三者割当てによる自己株式の処分に関連する条件の決定並びにその他必要な一切の事項の決定については、当社の代表取締役社長に一任します。

#### 【ご参考】

##### 1. 売出しの目的

今後の設備投資・投融資等に充当することを目的としたものであります。

##### 2. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の株式売出しにおいては、引受人の買取引受による売出しの他に、オーバーアロットメントによる売出しを予定しています。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、引受人の買取引受による売出しとは別に、8,000,000株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。これに関連して、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、第三者割当てによる自己株式処分の割当てを受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与する予定であります。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主より賃借する株式の返還を目的として、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌営業日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）上限株式数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行うことがあります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、売出価格決定日の翌日から払込期日までの間、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主より賃借する株式の返還に充当する場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

##### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 現在の自己株式数（平成16年6月30日現在） | 168,606,810株    |
| 処分株式数                  | 160,165,500株（注） |
| 処分後の自己株式数              | 8,441,310株（注）   |

（注）上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」の処分株式数のみが処分された場合の株式数であり、「3.第三者割当てによる自己株式の処分」の割当株式数は考慮しておりません。

##### 4. 自己株式の処分による手取金の使途

国内売出し分の手取概算額 40,705 百万円及び海外売出し分の手取概算額 43,142 百万円の合計額

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書（及び訂正事項分）をご覧の上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933年米国証券法に基づいて登録を行っていません。

この文書の米国内での配布は禁止されています。

83,847 百万円については、58,000 百万円を当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資資金に、残額を投融資資金に充当する予定であります。また、残額の内の一部は、借入金の返済に充当することがあります。なお、資金充当までの間は、銀行預金等安全かつ流動性の高い金融商品にて運用する予定であります。

平成 16 年 6 月末現在の当社グループの主要な設備投資計画は、以下のとおりです。なお、既支払金額は平成 16 年 3 月末現在の金額であります。

| 会社名事業所名               | 事業の種類<br>類別セグメントの<br>名称 | 設備の内容                      | 投資予定金額      |               | 資金調達<br>方法         | 着手及び完了予定       |                 | 完成後の<br>増加能力 |
|-----------------------|-------------------------|----------------------------|-------------|---------------|--------------------|----------------|-----------------|--------------|
|                       |                         |                            | 総額<br>(百万円) | 既支払額<br>(百万円) |                    | 着手             | 完了              |              |
| (株)ジャパンエナジー<br>水島製油所他 | 石油                      | 石油精製設備                     | 6,000       | -             | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 16 年<br>4 月 | 平成 17 年<br>3 月  | -            |
| (株)ジャパンエナジー<br>水島製油所  | "                       | ガソリン・軽<br>油中の硫黄分<br>低下対応投資 | 6,000       | 100           | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 15 年<br>4 月 | 平成 17 年<br>5 月  | -            |
| (株)ジャパンエナジー<br>東京東支店他 | "                       | 給油所設備                      | 4,000       | -             | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 16 年<br>4 月 | 平成 17 年<br>3 月  | -            |
| 鹿島石油(株)<br>鹿島製油所      | "                       | ガソリン・軽<br>油中の硫黄分<br>低下対応投資 | 6,000       | 1,100         | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 15 年<br>4 月 | 平成 16 年<br>11 月 | -            |
| 日鉱金属(株)<br>佐賀製錬所他     | 資源・金属                   | 銅製錬設備他                     | 10,118      | 1,900         | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 15 年<br>4 月 | 平成 18 年<br>3 月  | -            |
| (株)日鉱マテリアルズ<br>GNF工場他 | 電子材料                    | 銅箔製造設備                     | 2,600       | 564           | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 15 年<br>4 月 | 平成 17 年<br>3 月  | -            |
| 日鉱金属加工(株)<br>倉見工場     | 金属加工                    | 圧延銅箔設備                     | 1,717       | 724           | 自己資金<br>及び借入<br>資金 | 平成 15 年<br>5 月 | 平成 16 年<br>4 月  | -            |

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933 年米国証券法に基づいて登録を行っておりません。

この文書の米国内での配布は禁止されています。